

「大阪府警との連携協定の概要」

令和3年12月の北新地放火殺人事件等を踏まえ、犯罪被害にあわれた場合の守口市民又はその遺族に対し、生活の再建を図ることを目的として、がんばる守口助け合い基金を活用した犯罪被害者等見舞金支給制度を令和4年4月1日から創設することに伴い、令和4年3月23日に大阪府守口警察と犯罪被害者等に関する情報提供及び情報確認のための協定を締結しております。

犯罪被害者等への見舞金支給にあたっては、被害者本人の同意を得た上で、警察署長に被害届を提出しているなど、犯罪等の被害に遭ったことを客観的に確認することが必要となるほか、警察署が把握する犯罪被害者の状況について情報提供を受ける必要があります。

市と警察署との情報共有により、被害者の見舞金申請時における負担を軽減することができます。

また、見舞金支給制度に加え、令和4年6月市議会定例会で可決された「守口市犯罪被害者等支援条例」の施行に伴う犯罪被害者支援についても大阪府警と連携し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

協定の主な内容

◎犯罪被害者等に関する情報提供

大阪府警は、犯罪被害者等から当該犯罪被害者等の情報を守口市へ提供することに同意を得た上で、守口市へ当該犯罪被害者等に関する情報の提供を行う。

◎犯罪被害についての事実確認

守口市は、犯罪被害者等の同意を得た上で、大阪府警へ当該犯罪被害者等に係る犯罪被害についての事実確認を求める。

大阪府警はこれを速やかに確認し、その結果を守口市に回答する。